税務関係部課長会議　会議録

１　日　時　令和３年１０月２２日（金）　午後１時３０分から

２　会　場　愛知県自治センター４階　大会議室

３　当番市　高浜市

４　出席者　県・・・市町村課　前田（市町村課課長補佐の代理として出席）
　　市・・・名古屋市財務局税務部税制課長　後藤　始め４１名
　　市長会事務局・・・（司会）梶浦、渡辺

５　内　容
①　開　　会　市長会事務局　梶浦

②　あいさつ　愛知県総務局総務部市町村課　前田（※市町村課課長補佐あいさつ代読）

この場を借りてお伝えしたい県からの情報提供が２点ございます。
１点目は議題１で提案されている地方税統一 QR コードの活用等についてです。
デジタル化の推進を目的として、税務手続きにおける納税者の利便性向上を図るもので、固定資産税、都市計画税、軽自動車税種別割の当初課税分について、令和５年度からすべての地方団体で納付書に統一 QR コードを印刷するものです。各市の皆様におかれましては、システム会社と協議中の団体も含め、いずれも令和５年度から対応できるよう準備を進めていると伺っておりまして、令和５年度からの稼働に向けてシステム改修等の予算措置の対応をお願いいたします。
２点目は、今年度から創設された地方税減収補塡特別交付金です。１０月１４日付で各市の財政担当課に対して交付金の基礎数値の照会をしましたが、税務担当課の皆様におかれましても、当該基礎数値の元となる減収見込額の調査に協力いただきありがとうございました。
本交付金は地方税法の規定に基づき、来年３月に交付される予定です。なお、基礎数値の回答により令和３年度の普通交付税の算定に用いた「コロナ特例による課税標準」の減少額の修正が生じる場合は翌年度以降、錯誤措置で対応すると総務省から通知を受けています。こちらは来年度以降の交付税検査の対象となる予定です。

今回のこの会議が各市の活発な意見交換の場となり、今後の税務行政に資するものになることを祈念して、あいさつとさせていただきます。

③　議　　題

（１）地方税統一 QR コードの活用等について

豊橋市：議題提案市による趣旨説明

高浜市（議長）：この議題につきましては、「（１）固定資産税・都市計画税の対応について」から「（４）標準準拠システムへの移行想定時期について」までを一括して進めさせていただきます。

それでは、「回答資料１－１」と「回答資料１－２」を順にご覧ください。

各市の回答の概要を申し上げます。

「（１）固定資産税・都市計画税の対応」と「（２）軽自動車税種別割の対応」について、随時課税分を令和５年度から対応する予定の団体は２６団体、約７割となっており、検討中などの団体は１２団体、約３割となっております。督促分を令和 5 年度から対応する予定の団体は２２団体、５割強、標準準拠システムの移行に合わせて対応する団体は２団体、検討中などの団体は１４団体、３割強となっております。

次に「（３）個人市民税・県民税（普通徴収）の対応」について、当初課税分、随時課税分、督促分はほぼ同じ結果となっておりまして、令和５年度から対応するのが約３割強の団体、標準準拠システムの移行に合わせて対応するのが約１割の団体、検討中などが約５割強の団体となっております。

各税目とも令和５年度からの対応理由については、「納税者の利便性」や「改修費用の抑制」などがあげられておりました。

最後に「（４）標準準拠システムへの移行想定時期」は、令和６年度からの対応が３団体、令和７年度からの対応が２３団体、検討中などが１２団体となっております。

それでは、各市よりご自身の市の回答について、補足説明がありましたらお願いします。

【各市補足説明】

犬山市：議題１（３）個人市民税・県民税の対応の“督促分”について、「令和５年度より対応するか検討中」と回答しましたが、随時課税分の回答内容と同様、「対応予定なし。当市が令和６年度中に標準準拠システムへの移行を予定しているため、そのタイミングでの対応が現実的であると考えている。」に訂正します。

常滑市：議題１（１）固定資産税・都市計画税の対応“督促分”について「印刷しない」としましたが、次のように訂正します。
「システム改修については督促分も含めた改修を行うが、納付書への QR コード印刷については未定で、他市の意見を参考に検討する。」
議題１（２）軽自動車種別割の対応について“督促分”についても次のように訂正します。
「システム改修については督促分も含めた改修を行うが、納付書 QR コード印刷については、いつから運用開始するか今後検討する。」

高浜市（議長）：次に、議題提案市の豊橋市から各市に対してご質問があればお願いします。

豊橋市：２点についてお伺いします。
　標準準拠システムが現状では不明な中で、先行的に QR コード対応をするため、当市は現行システムにおける改修の範囲内で考えています。市県民税については、納付書部分が一括して改修となる関係上、固定資産税・都市計画税と同時期からの導入を予定しています。
　市県民税の対応を固定資産税・都市計画税とは別時期に導入する自治体におかれましては、システム改修に関してや納税者への周知方法について、何かお答えできる自治体があればお願いします。

　もう一つは今回挙げた税目以外で、国民健康保険税（料）や後期高齢者医療保険料に関する導入予定などについて、何か情報を持っている市があれば教えてください。

【会場で回答する自治体は無し】

高浜市（議長）
　会場で回答する自治体がありませんでした。今後何か情報提供できる自治体があれば豊橋市さんへお願いいたします。

高浜市（議長）：この議題に関して、各市から質問があればお願いします。

【各市からの質問なし】

（２）県職員や関係団体職員による課税システムの操作について

東海市：議題提案市による趣旨説明
　県税職員や関係団体からの課税データの調査にあたり、対象者数が多いということからシステム端末を直接操作したいとの申し出がありますが、市としてはセキュリティ面や操作する場所の問題も含めて、他団体の方に極力システムを操作して欲しくないと考えています。

高浜市（議長）：各市の回答の概要を申し上げます。
　各市様々な手続き、条件のもと最終的に県職員や関係団体職員に課税システムを直接操作させている団体は、３２団体で約８割強の団体となっています。紙面にて閲覧してもらうなど課税システムを直接操作させていない団体は６団体で約２割弱となっています。
　それでは、各市より自身の市の回答について、補足説明がありましたらお願いします。

【各市補足説明】

弥富市：回答を訂正します。「課税システム端末の使用を許可していない」と回答しましたが、実際の運用を確認したところ、「どうしても対応できないような場合は、課税システム端末の使用を許可している」とのことでした。

高浜市（議長）：この議題に関して、各市から質問があればお願いします。

【各市からの質問なし】

東海市：各市から提出された回答を全体的に見させていただき、再度内部で検討したうえで今後の方向性を決めていきたい。

（３）地方税の「住宅借入金等特別税額控除」額の算出に係る所得の課税標準額等について

【春日井市趣旨説明】
　住民税の住宅借入金等特別税額控除の計算について、今年度から急に税務署の方針が変わり、市から税務署に依頼をしても所得税０円から０円への更正処理は一切行わないとの旨が伝えられた。
　昨年度までは非違事項連絡せんなどで何とか対応いただいていたが、今年度から対応いただけなくなり、市民税担当が困っている状況になっていたため、この機会に議題に挙げさせていただいた。

高浜市（議長）
それでは、「回答資料３」をご覧ください。
　各市の回答の概要を申し上げます。
　まず「（１）所轄税務署が所得税０円から０円への変更更正決定を行っていただけるか」について、①変更の更正決定を行ってくれると回答した団体は、６団体、②変更の更正決定を行ってくれないと回答した団体は、２４団体で６割強を占めております。③その他を回答した団体は、８団体で、連絡票により署が対応するなどの回答がありました。
　「（２）正しい申告ではない確定申告書に対する住控の算出方法をどのように行っているか」について、①すでに申告されている確定申告書の課税標準額を用いている団体が２４団体で、６割強を占めております。②理論値の課税標準額を用いている団体が１０団体、③その他で回答された団体が４団体ありますが、基本的には確定申告書の課税標準額を用いている団体が多いようです。
　それでは、各市よりご自身の市の回答について、補足説明がありましたらお願いします。

一宮市：回答について（１）“③その他”で回答しましたが、最近取扱いが変更となり“①行ってくれる”に訂正します。

高浜市（議長）
次に、議題提案市の春日井市から各市に対してご質問があればお願いします。

春日井市：参考資料を添付いただいた東海市さんの回答で、その他通常の申告相談では受けてもらえないが、税務署の職権で更正処理であれば受付するとのことですが、これは納税者に書類を渡して、納税者ご自身が直接税務署に行ってもらう方法なのか、市が税務署に事前連絡して関係資料を渡してお願いする方法なのか、例えば市の内部で取扱要領を定めているかなど教えていただきたい。

東海市：更正請求したい場合、納税者ご自身が税務署の担当者を直接指名して連絡する方法か、または市民税担当が税務署の担当者に事前に連絡を取る方法、そのいずれかで対応しています。結果、税務署の職権という形で対応しています。

春日井市：今年の夏に国県市の３税税務打ち合わせ会でもこの質問を取り上げて、国にお尋ねしましたが、１０月２０日に名古屋国税局から電話で、正式な回答ということで連絡がありました。名古屋国税局の管内統一の回答として、所得税０円から０円の更正手続きは行わないとのことでした。小牧税務署だけが特別ではないとのこと。市町からの要請では行わない手続きであり、署自身が更正決定が必要であろうと現場で判断した場合においては、対応してもらえるとのことでした。
　各市の全体の回答を見た中で受付してくれる税務署は存在するので、市と税務署が良好な関係を築く秘訣があれば教えて下さい。

知多市：東海市さんと同じ半田税務署になりますが、半田税務署管内は受付してもらえます。個人連絡調整官を通した形での対応としています。この地域の特色として、管内で税務署が開く申告会場は一つしかなく、また各市町で申告会場を設ける会場に署職員は全く来ないため、その分市町側に申告時期の負荷がかかることとなるため、税務署が市の要望を聞いてくれやすい環境にあります。

春日井市　小牧税務署の第一統括官と話した際、税務署としては所得税０円から０円への更正は所得税が増えないし、手間が増えるだけであるとともに、あくまで住民税だけの影響しかないものである、そもそも制度の設計がおかしかったのではといった話をしました。

春日井市は今年８月に総務省に対して、更正請求の受付をしていただけないなら、理論値の課税標準を使って「みなし」で取り扱うことにしてはいかがでしょうかと提案をしましたが、現時点で連絡はない状況です。今後も引き続き調べていきたいと考えています。
岡崎市：春日井市さんが総務省へ確認をしていると今お話がありましたが、昨年、岡崎市でも担当から愛知県市町村課を通した上で、総務省に対して確認をとっております。「国税庁から更正請求の事由に該当しない場合でも、住民税の住宅借入金等特別税額控除に影響がある場合は、職権更正をすること」という事務要領が過去発出されているが、この扱いはどうなっているかと総務省に確認をとらせていただきました。総務省の回答はこの通知は現在も有効なものと認識していますが、更正の取り扱いについては各国税局に委ねられているため、名古屋国税局管内が更正の受付はしないとのことであれば、総務省としては、対応できないと言わざるをえないとことでした。

高浜市（議長）：この議題に関して、各市から質問があればお願いします。

【各市からの質問なし】

（４）その他
東海都市税務協議会の報告について
（名古屋市　財政局税務部税制課長　後藤）

この場をお借りして、東海都市税務協議会の活動報告をさせていただきます。
東海都市税務協議会は、全国市長会の組織である全国都市税務協議会の構成組織であります。東海４県（愛知、岐阜、三重、静岡）で構成しています。
税制改正に関する要望の取りまとめ、総務省に対する要望活動を主な活動としています。現在、名古屋市が愛知県の幹事として事務局を担当しながら、同時に協議会全体の代表幹事を務めております。今年度は５月上旬に各市に対して、税制改正に関する要望の照会をさせていただきました。
新型コロナウイルス感染拡大防止ということで、各県の幹事と調整をした結果、７月に幹事市会議を書面にて開催。要望事項を決定させていただきました。８月２５日に総務省に対して、要望書を送付しています。送付先は総務省の自治税務局長、税務担当審議官、企画課長、都道府県税課長、市町村税課長、固定資産税課長、企画課税務企画官、合計７名です。要望事項については、令和４年度地方税制改正に関する要望書をご覧ください。内容については９月上旬に各市に対して郵送をさせていただい

たものと同じものです。報告は以上です。

次に幹事市の選任です。
東海都市税務協議会会則第５条において、政令指定都市の名古屋市は幹事として選任されているところですが、政令指定都市以外からも幹事を選任することができるとの記載があります。２年間幹事をお願いできる市がありましたら挙手をお願いします。

【手を挙げる市は無し】

立候補される自治体は無いということでしたので、引き続き名古屋市が幹事をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

高浜市（議長）：せっかくの機会ですので、議題にかかわらず、みなさまから何かございましたら、ご発言願います。

【発言する市は無し】

　以上をもちまして、本日予定されていた議題はすべて終了しましたので、私の議長の役割を終えさせていただきます。

４　次年度当番市の決定　岩倉市

５　閉　　会　市長会事務局　梶浦